

○議長（茅沼隆文）

続いて、議案第16号 平成29年度開成町介護保険事業特別会計予算の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、本誌255ページをお願いします。

議案第16号 平成29年度開成町介護保険事業特別会計予算。

平成29年度開成町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,519万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。1款の保険料から9款の諸収入まで、次ページになりますが、歳出でございますが、1款の総務費から7款の予備費まで、合計で10億3,519万6,000円でございます。

それでは、概要を御説明させていただきます。259ページをご覧ください。

まず、総括の歳入でございます。29年度の予算額は10億3,519万6,000円で、前年度よりも3,882万3,000円の増、3.9%になりますが、増と計上しております。

まず、介護保険料ですが、被保険者が増加している状況から、前年度比800万円あまり増額とさせていただきました。

昨年は28年4月の人数を4,053人で推計いたしましたけれども、本年29年度は、28年度の増減の状況から、29年4月の見込みを4,162人と想定し、保険料を積算したものでございます。

また、歳出で保険給付費等を増額計上していることから、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金、ともに歳出見合いで増額としております。

次のページをご覧ください。260ページ、歳出でございますが、2の保険給付費は2,294万5,000円、前年度より2.5%の増加となっております。特に居宅介護や施設介護に係るサービス給付の増加を見込んでいるところでございます。

また、地域密着型介護給付につきましては、給付実績の状況から、昨年よりも減額で計上をいたしました。

3の地域支援事業費につきましては、総合事業への移行によりまして、1,500万円あまり、46.7%の増加を見込んで計上しております。これにより、合計額は前年度よりも3,882万3,000円増加で計上しております。

それでは、別冊資料の60ページ、61ページをご覧いただきたいと思います。本紙では263ページになります。

まず、歳入でございますが、歳入の保険料、第1号被保険者保険料、現年度分の特別徴収保険料でございます。こちらは特別徴収の割合を92%と想定をしまして、その下にあります、普通徴収の保険料が8%、徴収率はそれぞれ100%と90%と想定をしまして、保険料を積算いたしました。

二つ飛ばせていただいて、国庫支出金になります。現年度分の介護給付費負担金でございますが、国からの介護給付費の負担金です。施設給付費につきましては、15%、施設分以外については20%の負担率となります。

一つ飛ばしていただいて国庫補助金、現年度分の調整交付金でございますが、これは後期高齢者の加入割合ですとか、所得格差など、市町村財政力の格差を調整するための交付金でございますが、前年度同額100万円を計上させていただきました。

次に、現年度分の地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業でございます。国からの地域支援事業の総合事業に対する交付金で、率は25%になります。

次の現年度分の地域支援事業費交付金、こちら包括支援事業費と任意事業分でございますが、こちらの交付金でございますが、第6が39%割となっております。

続いて、支払基金の交付金です。現年度分、介護給付費交付金28%になります。

一つ飛んで、地域支援事業費支援交付金ですが、こちら28%の交付割合でございます。

次に、県支出金、県負担金、現年度分の介護給付費負担金になります。こちら施設給付分は17.5%、施設分以外は12.5%の負担率となっております。

次の現年度分、地域支援事業交付金の総合事業分でございますが、こちらは12.5%の交付割合です。

次の同じく地域支援事業交付金の包括任意分については、19.5%の交付率でございます。

二つ飛びまして、繰入金になります。一般会計繰入金、現年度分、介護給付費繰入金は、割合が12.5%、これは町の負担分でございます。その下のその他一般会計繰入金は、1名分の職員給与費等繰入金及び要介護認定等の事務費の繰入金で、一般会計から繰り入れるものでございます。

次の地域支援事業繰入金、総合事業分でございますが、地域支援事業の繰入金、町負担分12.5%でございます。

次のページをお開きください。地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）分は、19.5%の割合になります。

次の低所得者保険料軽減繰入金でございますが、平成27年度の第6期からスタートしたものでございまして、公費による保険料軽減策の強化として、低所得者向けに

保険料を軽減するものでございます。

第１段階の方の公費負担として、国が２分の１、県と町がそれぞれ４分の１を繰り入れます。

以下につきましては、項目設定等でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

続いて、歳出になります。６４ページ、６５ページをご覧ください。歳出の総務費、一般管理費ですが、こちらは職員給与費のほか、会議や研修旅費負担金等を計上しております。

次の介護サービス事業所指導関係費でございますが、町の所管になっております地域密着型介護事業者に対する指導、監督を行う際の図書経費でございます。

次が、介護認定審査会費です。審査会自体は、足柄上衛生組合が行っておりますが、こちらの開成町の負担分を計上しております。管理経費割と実績割と合計して計上しているものでございます。

次に、認定調査関係費になります。有資格者であります、非常勤の認定調査員とともに、自宅や入所施設に出向いて調査を行っているものでございまして、２９年度は６３２件を計上しております。また、遠隔地の方には、認定調査を委託により実施しており、こちらは１０件と想定をしております。

次に、高齢者保健福祉事業運営協議会関係費になります。年２回の会議開催を計画しております。

続いて、保険給付費です。居宅介護等サービス給付事業費は、認定者を２９年１０月で６６８名と想定しています。認定者の増加によりまして、前年度当初より、１，２３１万９，０００円の増を見込んでおります。

一つ飛んで、施設介護サービス給付事業費でございます。特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設に入所して受ける介護サービスによる給付でございます。

老人保健施設の入所者が増加している状況がありますので、前年度当初よりも１，３３８万４，０００円の増で計上させていただきました。

一つ飛んで、居宅介護等福祉用具購入費給付事業費になります。腰掛け便座でありますとか、入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る償還払いでございます。１０万円が限度額になります。

次が、居宅介護等の住宅改修費給付事業費でございます。手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に係る償還払いでございまして、こちらは２０万円が限度額となります。

次に、居宅介護等サービス計画給付費になります。認定者が増加しておりますので、３３万６，０００円の増で計上させていただきました。

一つ飛びまして、地域密着型介護サービス給付事業費でございます。こちらは認知症対応型の通所介護、認知症対応型の共同生活介護等によるサービスになります。利用者の伸びと記載してありますけれども、実績などから勘案しまして、前年度よりも１，２９８万７，０００円の減で見込ませていただいております。

一つ飛びまして、介護予防サービス等諸費になります。介護予防サービス給付事業費は、要支援の方の訪問介護、通所介護、短期入所など在宅で受ける介護サービスの給付でございます。サービス利用者の増に伴い、391万9,000円の増で計上させていただきました。

一つ飛びまして、地域密着型介護予防サービス給付事業費は、認知症対応型の予防通所介護等のサービス利用に係る給付となります。

次ページをご覧ください。

一つ飛ばせていただいて、介護予防福祉用具購入費給付事業費です。こちらは要支援の方の福祉用具購入でございます。やはり限度額は10万円、給付の伸びがあることから、前年よりも15万円ほどの増といたしました。その下の介護予防住宅改修費給付事業費です。こちらにも介護予防の住宅改修でございますが、こちらは前年度と比べ、25万円の減といたしております。

次に、介護予防サービス計画給付事業費です。28年度から、一部が地域支援事業に移行しましたがけれども、サービス利用者の増により、前年度より42万2,000円の増で計上をしております。

一つ飛びまして、高額介護サービス等費になります。高額介護サービス給付事業費につきましては、介護サービスの一部負担金が一定額を超過したときに、その超過した分を給付するものでございますが、増加の傾向にありますので、前年度よりも312万円の増で計上しております。

二つ飛ばせていただきまして、特定入所者介護サービス等費です。こちらは17年10月から制度ができておりますけれども、居住費及び食費が自己負担になったことで、低所得者に対して給付を行うものでございます。27年8月から、対象者要件が見直されておりますけれども、給付が増加しているという実績から116万4,000円の増で計上しております。

恐れ入ります。三つ飛びまして、高額医療合算介護サービス給付事業費です。要介護1から5までの利用の方の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合の負担の軽減分でございます。

一つ飛んで、地域支援事業費となります。介護予防、生活支援サービス事業費ですが、これまでの地域支援事業に加えまして、介護保険法の改正により、28年度から介護予防の訪問介護、また、介護予防の通所介護がこちらに移行されております。また、これらのサービスのみ利用する方につきまして、介護予防ケアマネジメント行い、介護予防の取り組みを計画的に行っていくところでございます。

次に一般介護予防事業費でございます。要介護になる前から介護予防に取り組むために、これまでの介護予防教室や対象者の把握事業等を実施してまいります。また、ボランティア等の人材育成や支援も進めてまいります。

次のページをご覧ください。包括的支援事業費でございます。24年度から地域包括支援センターを法人に委託しておりますが、その委託経費を計上しております。

また、あわせて地域包括支援センターの運営協議会の関係経費等もこちらで計上し

ているものでございます。

以下、基金積立金以下については、項目設定等でございますので、省略をさせていただきますと存じます。